

議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び目黒区議会会議規則第119条の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

1 派遣目的

友好都市協定及び災害時相互援助協定を締結している自治体との更なる議会交流を進める一環として角田市を訪問し、行政施策や議会活動視察のほか、角田市の独自の取組について議員同士の意見交換・調査研究を行う。

2 派遣場所

角田市

3 派遣期間

令和8年1月29日（木）～30日（金）

4 派遣議員

鈴木	まさし	議員
田島	けんじ	議員
岸	大介	議員
吉野	正人	議員
上田	あや	議員
はま	よう子	議員
橋本	しょうへい	議員
後藤	さちこ	議員
松嶋	祐一郎	議員

以 上